

化学肥料低減経営強化緊急対策事業費補助金交付等要綱

令和4年10月14日決裁
令和5年3月27日一部改正

(目的)

第1条 肥料原料の輸入価格の高騰に伴い、化学肥料の価格が高騰し、農業者の経営を圧迫していることから、化学肥料使用量を低減する栽培体系への転換に必要な機械等の購入に対して、県は予算の範囲内で化学肥料低減経営強化緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業内容等)

第2条 本事業の事業内容、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び成果目標については別表に定めるとおりとする。

(事業の目標年度)

第3条 本事業の目標年度は、事業実施の翌々年度とする。ただし、令和4年度事業で年度内に終了しなかったものの目標年度については、令和7年度とすることができる。

(交付申請)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、別途知事が定めるものとする。

3 申請書の提出に当たり、各事業実施主体において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(添付書類の省略)

第5条 前条の申請において、規則第4条第2項第1号から4号までに掲げる

事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、補助金の申請があったときは、規則第5条に基づき交付決定を行う。

2 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(事業の着手)

第7条 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情によると知事が認める場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

2 前項ただし書の場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は事業実施主体が負担するものと了知の上、あらかじめ様式第3号による交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

(計画変更等の様式)

第8条 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4号による変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 事業実施主体を変更しようとする場合
- 二 事業費の増額又は20パーセント以上の減額を伴う変更をしようとする場合
- 三 補助金額の増額又は20パーセント以上の減額を伴う変更をしようとする場合
- 四 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 五 設定した目標を変更しようとする場合
- 六 導入する機械等の種類や規格、台数等を変更しようとする場合

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、第8条第1項の規定により知事の承認が必要となる変更以外の変更とする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の報告書は、原則として補助事業の完了後30日以内、又は、当該年度

の2月末までのいずれか早い日を期限として、農林振興センターを經由して知事に提出するものとする。

3 第1項の報告書を提出するに当たって、第4条第3項ただし書に該当した事業実施主体において消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知書は、様式第6号により行うものとする。

2 規則第14条の補助金の額の確定をするに当たっては、前条の規定による報告書の提出を受けた機関による当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果に基づき行うものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、に支払うものとする。ただし、知事が必要と認める場合には、概算払をすることができるものとする。

2 事業実施主体は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7号による請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消)

第13条 知事は、事業実施主体が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付を取り消すことができる。

- 一 事業実施主体が、不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- 二 事業実施主体が、補助金を他の用途に使用したとき
- 三 その他この要綱の規定及び補助金交付の条件に違反する行為があったとき

(補助金の返還)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 一 前条の規定より補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているとき
 - 二 第11条に基づき確定した交付額を上回る補助金が、既に交付されているとき
- 2 補助事業完了後に事業実施主体が第2条に定める要件等に違反する場合には、知事は期限を定めて、その返還を命ずることができるものとする。
- 3 第10条第1項の実績報告書を提出した後に、第4条第3項ただし書に該

当した事業実施主体において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年度6月15日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第15条 事業実施主体は、第13条の規定に基づく取消により、補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、事業実施主体の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金に充てられたものとする。

3 事業実施主体は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。

5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業実施主体の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

6 事業実施主体は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した申請書に当該補助金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(事業実施状況の報告等)

第16条 事業実施主体は、本事業の完了翌年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況報告を様式第9号により作成し、知事に報告するものとする。

2 前項の定めのほか、補助事業の適正な執行を図るため、知事が必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の状況報告の提出を求める

ことができる。

(処分の制限を受ける財産)

第17条 規則第19条第2号に規定する知事が定めるものは、1件の取得価格が20万円以上の財産とする。

(処分の制限を受ける期間)

第18条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）（以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

2 前項の場合において、大蔵省令に定めのない施設については、農林水産大臣が別に定める期間とする。

3 事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合において財産を処分する場合は、知事の承認を受けるとともに、原則として残存簿価のうち補助金相当額について、返還しなければならない。

(書類の整備等)

第19条 事業実施主体は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を整備し、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で大蔵省令及び農林水産大臣が別に定める処分制限期間を経過しない場合においては、様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第20条 事業実施主体は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(書類の経由)

第21条 事業実施主体の長が規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、所在地を所管する農林振興センターの長を経由しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知

事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年10月14日から施行する。

この要綱は、令和5年 3月27日から施行する。

別表（第2条関係）

事業内容	化学肥料の使用量低減につながる農業用機械等の購入
事業実施主体	埼玉県内に所在し、県内で主たる農業生産販売活動を行っている以下の組合、法人及び団体 1 農業協同組合 2 農業法人 3 5戸以上の農業者で組織する団体 （代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある団体とする。）
補助対象経費※	化学肥料低減に資する農業用機械全般（堆肥盤などの農業用施設を含む。） 例：畝立同時施肥機、側条田植機などの局所施肥機、堆肥活用のための農業用機械類（マニュアルスプレッダー等）、散布幅や散布量を調整できる肥料散布機（ブロードキャスターやライムソー等）、土壌分析装置 など （いずれもこれらと一体で使用する必要がある機械類を含む。）
補助率	1 / 2 以内 （1事業実施主体あたりの補助金額の上限は500万円とする。）
成果目標	化学肥料使用量の2割低減

※ 補助対象経費に、事業実施主体の自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施工を含む。）がある場合、利益等の排除を行った額を補助対象とする（利益等排除の考え方は別紙のとおりとする。）。

別紙

補助事業における利益等排除の考え方について

補助事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関連会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、補助事業の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 事業実施主体の自社内から調達を行う場合

調達金額の多寡にかかわらず、次のとおり利益排除が行われていること。

- (1) 経費の計上には、製造原価又は仕入原価を用いる。事業実施主体において、原価の証拠書類等が明らかにできない場合は、製造部門の責任者名によって、製造原価証明書を作成する。
- (2) カタログ商品等一般に販売している商品で、製造原価又は仕入原価を示せない正当な理由がある場合は、下記2の100%子会社等から調達を行う場合と同様とする。

2 100%子会社等から調達を行う場合

事業実施主体が、100%子会社、孫会社等又は親会社から調達を行う場合の金額は利益を排除した額で計上されていること。なお、利益排除を行う方法については3の留意事項(1)を原則とし、3(1)が採用できない場合は3(2)、3(2)が採用できない場合は3(3)を適用する。

3 留意事項

(1) 期間中の変更について

期間中に出资比例が変動して、新たに100%子会社等となった場合又は100%子会社等ではなくなった場合、出资比例変更日以降から、計上方法を変更する。

(2) 一般競争入札による調達の場合

100%子会社等を含まない2者以上の応札の結果、100%子会社等が落札した場合は、利益排除は不要である。

(3) 一般競争入札以外の方法による調達の場合

ア 相見積もりをとらない場合

利益相当分を排除した額を計上するとともに、相見積もりをとらない理由を明確にし、価格の妥当性について説明が必要である。

イ 相見積もりをとったが、その結果よりも子会社等からの調達価格が下回る場合

100%子会社等を含まない2者以上の相見積もりを他にとった場合、100%子会社等の調達価格が他の価格を下回った場合は、利益排除は不要である。

様式第1号（第4条関係）

化学肥料低減経営強化緊急対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

化学肥料低減経営強化緊急対策事業を実施したいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助事業の内容
様式第1号別紙のとおり

3 経費の配分

総事業費	経費内訳			備考
	県補助金	自己資金	その他	
円	円	円	円	

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 収支予算
(1) 収入の部

区分	本年度予算額 円	前年度予算額 円	比較増減額		備考
			増	減	
県補助金					
自己資金					
その他 (借入等)					

(2) 支出の部

本年度予算額 円	前年度予算額 円	比較増減額		備考
		増	減	

5 事業完了予定年月日
年 月 日

6 添付資料

- (1) 事業実施計画書 (様式第1号別紙)
- (2) その他必要となる資料

(様式第1号別紙)

化学肥料低減経営強化緊急対策事業実施計画書（実績報告書別紙）

事業実施主体名：_____

1. 実施主体の経営概要（作目、面積、主要機械等）

--

2. 事業計画

(1) 事業の目的及び実施方法

--

※本事業を実施する目的及び化学肥料使用量の低減を図るための具体的な方法について記載する。

(2) 事業内容等（化学肥料の使用量2割低減に資する機械等の購入）

対象 作物	面積 (ha)	生産量 (t)	販売額 (千円)	機械等名	規格・形式・ 能力等	台 数	同種の機械等 の保有状況	機械購入費 (税込)(円)	負担区分(円)		備考
									県費	その他	
(小計)											
(小計)											
(合計)											

※「生産量」「販売額」の欄は、原則として昨年度の実績値を記入する。

※「負担区分」のうち「その他」の欄は自己資金及び借入について記入する。また、借入がある場合は、「備考」欄に利用する融資名及び借入額を記入する。

(3) 事業着手（予定）年月日

(4) 事業完了（予定）年月日

(5) 化学肥料使用量低減計画（目標：化学肥料使用量の2割低減）

対象 作物	取組内容	年度別の化学肥料使用量低減計画（実績）											低減 目標 （%）	低減 実績 （%）
		事業実施前年度 （令和__年度）		事業実施年度 （令和__年度）			事業実施翌年度 （令和__年度）			事業目標年度 （令和__年度）				
		面積 （ha）	化学肥料 使用量 （成分：） （kg/10a）	面積 （ha）	化学肥料 使用量 （成分：） （kg/10a）	使用（予定） 肥料の名称 及び使用量 （t）	面積 （ha）	化学肥料 使用量 （成分：） （kg/10a）	使用（予定） 肥料の名称 及び使用量 （t）	面積 （ha）	化学肥料 使用量 （成分：） （kg/10a）	使用（予定） 肥料の名称 及び使用量 （t）		
	合 計													

※注1）事業実施主体が農業協同組合の場合は、導入した機械等を使用予定の農業者全体について記載する。

注2）毎年度の化学肥料使用量の算出根拠となる資料（データ等）を添付すること。

注3）化学肥料使用量の成分は原則として窒素(N)量とする。ただし、主な低減成分が異なる場合は、その成分の元素記号を明記する。

注4）実績報告時における事業実施年度（令和4年度）の欄は、実績値を記載する。

注5）低減目標の欄は、事業目標年度の化学肥料使用量（計画）の、事業実施前に対する低減割合を記載する。

注6）低減実績の欄は、実績報告時における化学肥料使用量の、事業実施前に対する低減割合を記載する。

注7）使用（予定）肥料の名称及び使用量は、化学肥料以外も含め使用する肥料について全て記載する。

注8）令和4年度事業実施の場合、事業実施前年度は令和3年度、事業実施年度は令和4年度、事業実施翌年度は令和5年度、事業目標年度は令和6年度とする。ただし、令和4年度内に終了しなかったことにより、事業の目標年度を令和7年度とする場合は、事業実施翌々年度

(令和6年度)を事業実施翌年度の右に追記する。

注9) 令和5年度事業実施の場合、事業実施前年度は令和4年度、事業実施年度は令和5年度、事業実施翌年度は令和6年度、事業目標年度は令和7年度とする。

3. 化学肥料低減等に有益な「GAP」の取組の実施について

GAP 認証等取得済 () ※取得済の種類を記載してください。

GAPの取組を実施しています(する予定)。

(どちらかの チェック欄に✓を入れてください)

4. 添付資料(事業実施計画書)

- (1) 導入する機械等の規模決定根拠
- (2) 参考見積書
- (3) 資金調達計画
- (4) 機械等の仕様がわかる資料(カタログ等)
※堆肥盤等の施設の場合は平面図、立面図、設計図
- (5) 事業実施位置図
- (6) 機械及び格納庫の位置図
- (7) 機械等の管理運営規定(案)
- (8) 定款・規約の写し
- (9) 法人・組合・団体の構成員名簿(氏名・住所・品目・面積など)
- (10) 消費税課税事業者届出書
- (11) その他知事が必要と認める資料

様式第2号（第6条関係）

化学肥料低減経営強化緊急対策事業費補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

（事業実施主体）代表者氏名 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった化学肥料低減経営強化緊急対策事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法
原則として精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合には、概算払とすることができる。
- 3 事業実施主体の責務
事業実施主体は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）に従わなければならない。
- 4 交付の条件
 - （1）事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
 - （2）事業実施主体は、要綱第8条第1項に掲げる重要な変更該当する場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - （3）事業実施主体は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

- (4) 県の付した条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (5) 事業実施主体は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入相当額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (6) 事業実施主体は、実績報告書を提出後に消費税及び地方消費税の申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入相当額が確定した場合には、その金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (7) 事業実施主体は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (8) 事業実施主体は、この補助金に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
なお、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。
- (9) 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運営を図らなければならない。
- (10) 事業実施主体は、前号の財産のうち1件当たりの取得価格が20万円以上の財産について、減価償却財産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）内においては、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し又は担保に供してはならない。
- (11) 事業実施主体が前号により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

様式第3号（第7条関係）

化学肥料低減経営強化緊急対策事業交付決定前着手届

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

化学肥料低減経営強化緊急対策事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

1 交付決定前に着手する理由

2 着手条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

様式第4号（第8条関係）

化学肥料低減経営強化緊急対策事業変更（中止・廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定があった事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、化学肥料低減経営強化緊急対策事業費補助金交付等要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由及び内容

- (注) 1 変更の場合にあっては、様式第1号別紙に準じるものとし、変更部分を二段書きにし、変更前を上段に括弧書きで記載すること。
- 2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

様式第5号（第10条関係）

化学肥料低減経営強化緊急対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 経費の配分

総事業費	経費内訳			備考
	県補助金	自己資金	その他	
円	円	円	円	

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

2 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度精算額 円	本年度予算額 円	比較増減額		備考
			増	減	
県補助金					
自己資金					

その他 (借入等)					
--------------	--	--	--	--	--

(2) 支出の部

本年度精算額 円	本年度予算額 円	比較増減額		備考
		増	減	

3 事業完了年月日
年 月 日

4 添付資料

(1) 実績報告書別紙(様式第1号別紙)、各事業費の根拠となる支払経費の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写し、購入した機械等の入札等に関する資料(仕様書、見積書、納品書、領収書等の写しなど)、財産管理台帳(様式第10号)

(2) その他必要となる資料

(注) 交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったものについては、必要書類を添付すること。

様式第6号（第11条関係）

化学肥料低減経営強化緊急対策事業費補助金交付確定通知書

番 号
年 月 日

（事業実施主体）代表者氏名 様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知をした化学肥料低減経営強化緊急対策事業費補助金については、令和 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった実績報告書等に基づき、金 円に確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知する。

様式第7号（第12条関係）

化学肥料低減経営強化緊急対策事業費補助金(概算払)請求書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

化学肥料低減経営強化緊急対策事業費補助金について、化学肥料低減経営強化緊急対策事業費補助金交付等要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 理由（概算払の場合）

3 添付資料

- (1) 原則3者以上の相見積書、契約書、通帳写し
- (2) その他必要となる資料

(債権者未登録の場合、以下を記載)

取引口座

〇〇銀行〇〇支店

口座名義人（カナ）〇〇〇〇

普通 〇〇〇〇〇〇

債権者コード：

債権者名：

様式第8号（第14条関係）

化学肥料低減経営強化緊急対策事業費補助金
消費税等仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった事業
について、化学肥料低減経営強化緊急対策事業費補助金交付等要綱第14条第
3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	補助金等の交付手続等に関する規則第14条に基づく補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け 第 号による確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注1) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合員等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- (4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注2) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注3) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- (1) 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は、所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- (2) 新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類等、免税事業者であることを確認できる資料
- (3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- (4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注4) 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

様式第9号（第16条関係）

化学肥料低減経営強化緊急対策事業の事業実施状況報告書（ 年度）

番 号
年 月 日

埼玉県知事 あて

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

令和 年度において化学肥料低減経営強化緊急対策事業を実施したので、化学肥料低減経営強化緊急対策事業費補助金交付等要綱第16条に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

様式第9号別紙のとおり

(様式第9号 別紙)

報告年度：令和__年度

対象作物	取組内容	実績・成果											低減目標 (%)	低減実績 (%)
		事業実施前 (令和__年度)		令和__年度実績			令和__年度実績			令和__年度実績				
		面積 (ha)	化学肥料使用量 (成分:) (kg/10a)	面積 (ha)	化学肥料使用量 (成分:) (kg/10a)	使用した肥料の名称及び使用量 (t)	面積 (ha)	化学肥料使用量 (成分:) (kg/10a)	使用した肥料の名称及び使用量 (t)	面積 (ha)	化学肥料使用量 (成分:) (kg/10a)	使用した肥料の名称及び使用量 (t)		

※注1) 事業実施主体が農業協同組合の場合は、導入した機械等を使用した農業者全体について記載する。

注2) 成果の算出根拠となる資料(データ等)を添付すること。

注3) 化学肥料使用量の成分は原則として窒素(N)量とする。ただし、主な低減成分が異なる場合は、その成分の元素記号を明記する。

注4) 低減目標の欄は、計画時に策定した目標値を記載する。

注5) 低減実績の欄は、報告年度における化学肥料使用量の、事業実施前に対する低減割合を記載する。

注6) 使用(予定)肥料の名称及び使用量は、化学肥料以外も含め使用する肥料について全て記載する。

注7) 令和4年度事業実施の場合、事業実施前年度は令和3年度、事業実施年度は令和4年度、事業実施翌年度は令和5年度、事業目標年度は令和6年度とする。ただし、令和4年度内に終了しなかったことにより、事業の目標年度を令和7年度とする場合は、事業実施翌々年度(令和6年度)を事業実施翌年度の右に追記する。

注8) 令和5年度事業実施の場合、事業実施前年度は令和4年度、事業実施年度は令和5年度、事業実施翌年度は令和6年度、事業目標年度は令和7年度とする。

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

事業実施年度		令和 年度		補助金名		化学肥料低減経営強化緊急対策事業費補助金							
事業の内容					経費の区分			処分制限期間		処分の状況		備考	
番号	機械等の名称及び規格等	設置場所	数量	取得年月日 (竣工年月日)	取得価格	負担区分			耐用 年数	処分制限 年月日	承認年月日		処分の内容
						県 費	自己資金	その他					
					円	円	円	円					
合 計													

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け等別に記入すること。
 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。

別紙（第20条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当事業実施主体は、化学肥料低減経営強化緊急対策事業費補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

所在地： _____

事業実施主体名： _____

代表者職・氏名： _____